

令和8年度の医学部臨時定員について

佐賀県健康福祉部医務課
医療人材政策室
令和7年3月12日

令和8年度の医学部臨時定員の配分・調整方法について

第9回医師養成課程を通じた
医師の偏在対策等に関する検
討会 [R7.1.21開催] 資料より
引用 (一部改変)

各都道府県の令和8年度臨時定員は、以下①～③の順で調整を行う。

①医師多数県の臨時定員の調整

医師多数県については、医師少数県・中程度県と比較して、臨時定員を確保する必要性が低い一方で、地域の実情や医師確保に係る取組状況等を踏まえた適切な配分を実施する観点から、医師多数県の臨時定員については令和7年度臨時定員【佐賀県：5名】から令和6年度臨時定員【6名】に0.2を乗じた数を減算【▲1.2名】した上で、以下の調整を行う。

- －恒久定員100名あたり、令和8年度までに恒久定員内地域枠を4名以上設置する等、更なる県内の偏在是正が必要な医師多数県については、令和6年度臨時定員に0.1を乗じた数を復元。【+0.6名】
- －この復元に加えて、以下のいずれかの要件にあてはまる医師多数県については、令和6年度臨時定員に0.1を乗じた数を復元。

- ・若手医師（35歳未満医師）の割合が全国下位1/2の場合【+0.6名】
- ・高齢医師（75歳以上医師）の割合が全国上位1/2の場合※佐賀県非該当

※佐賀県の場合
 $5 - 6 * 0.2 + 0.6 + 0.6 = 5$
∴令和7年度から変更なし

②医師少数県の意向を踏まえた調整

医師少数県については、令和7年度比増となる意向がある場合には、原則、意向に沿った配分を行う。

③残余臨時定員数の調整

①②の対応を行った上で、臨時定員総数が令和7年度臨時定員総数に達していない場合には、更なる県内の偏在是正が必要な医師少数区域のある医師中程度県については、令和7年度比増となる意向がある場合、地域枠の趣旨の範囲内で配分を行う。

令和8年度の医学部臨時定員の取り扱い

- 令和8年度の本県における臨時定員は、令和7年度と同様に、佐賀大学3名・長崎大学2名を国に申請したい。
- 令和9年度の地域枠定員は、県の方針及び国の検討会における議論を踏まえ、今後検討を行っていく。

【参考】令和7年度医学部臨時定員

